

## 公的研究費の不正防止対策基本方針

公益社団法人日本産婦人科医会（以下「当医会」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正）に基づき、不正防止対策の基本方針を以下のとおり策定し、公的研究費を適正に管理・運営するための取り組みを行う。

- 1 法令、指針、ガイドラインの遵守  
研究活動等不正防止に関する法令、国及び研究費の配分機関等の定める方針、ガイドライン等を遵守する。
- 2 責任体制の明確化  
公的研究費を適正に管理・運営するため、以下の責任体制を定める。  
最高管理責任者：会長  
統括管理責任者：庶務担当常務理事  
コンプライアンス推進責任者：事務局長
- 3 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備  
当医会における不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備を行い、不正使用を防止する観点から、以下の取り組みを行う。  
(1) ルールの明確化・統一化を進める。  
(2) コンプライアンス教育を徹底し、関係者の意識向上を図る。
- 4 各種規程、運用ルールの整備  
公的研究費の不正行為の防止に関する規程、運用ルールは最新の法令、指針、ガイドラインに沿って随時見直すとともに、その内容を当医会内に周知・徹底する。
- 5 情報発信・共有化の推進  
公的研究費の不正使用等に関する通報に対応するため、当医会に通報窓口及び相談窓口を設置する。  
相談窓口：jimu@jaog.or.jp
- 6 モニタリングの在り方  
公的研究費の適正な管理のため、発注・検収・支払い等の実施状況及び会計書類を確認し、物品の実査等を行う。

（平成30年2月17日施行）